

令和6年度「アジア等ゼロエミッション化人材育成等事業」に係る補助事業者
募集要領

令和6年1月18日
経済産業省
貿易経済協力局
技術・人材協力課

経済産業省では、令和6年度「アジア等ゼロエミッション化人材育成等事業」を実施する補助事業者を、以下の要領で広く募集します。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）（以下「補助金適正化法」という。）」、「本補助金に関する交付要綱（案）」をよくご理解の上、また、下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続を適正に行っていただくようお願いします。

本公募は、事業実施期間を十分に確保するため、令和6年度政府予算案に基づき、予算成立前に行っております。採択、執行にあたっては、国会における令和6年度予算の成立が前提となりますので、今後、内容等に変更が生じる可能性があることを予め御了承下さい。

なお、本事業は、令和6年度予算に係る事業であることから、予算の成立以前においては、採択予定者の決定となり、予算の成立等をもって採択者とするものとします。

補助金を応募する際の注意点

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
- ② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、経済産業省として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先（委託先、外注（請負）先以降を含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要に応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただきます。併せて、経済産業省から新たな補助金等の交付を一定期間（最大36ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。現在停止中の事業者は以下 URL にて公表されています。
https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行うこととしてください。
- ⑤ 経済産業省から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であって

も同様。)

掲載アドレス：http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

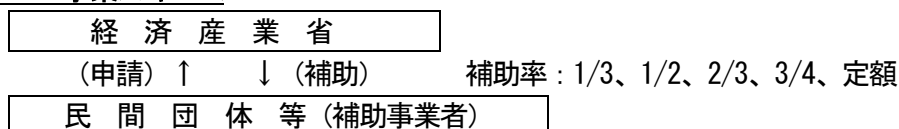
- ⑦ 補助金で取得、または効用の増加した財産(取得財産等)を当該資産の処分制限期間内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供すること)しようとする時は、事前に処分内容等について経済産業大臣の承認を受けなければなりません。
なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。

【1. 事業概要】

1-1. 事業目的

アジア新興国等の外国人材を対象に、①日本企業が有する省エネ技術の海外移転を通じて本事業対象国の産業分野でのエネルギー利用の効率化・CO2 排出削減を進めるとともに、②カーボンニュートラル実現に必要な先進的技術の普及のためのイベント等を通じて社会実装に向けた現地人材育成・二国間協力強化などの環境整備に取り組むことにより、アジア新興国等と共にカーボンニュートラルを実現していくことを目的とします。

1-2. 事業スキーム



1-3. 事業内容

【事業の全体構成】

本事業の構成は以下のとおりです。

- I. 低炭素技術輸出分野に係る人材育成事業
 - (A) 生産プロセス省エネ化に係る人材育成事業
 - ①国内人材育成事業(受入研修)
 - ②海外人材育成事業(現場指導型、集合研修型)
 - (B) 省エネ機器等の導入・メンテナンスに係る人材育成事業
 - ①国内人材育成事業(受入研修)
 - ②海外人材育成事業(集合研修型)
- II. 先進技術展開(グリーン成長戦略)分野に係る人材育成事業
 - (A) セミナー(現地)
 - (B) 産業人材招へい(キーパーソン、産業技術者)

【個別の事業内容】

I. アジア等ゼロエミッション化人材育成等事業(対象：日本の中小企業・大企業)

日本企業の海外生産拠点等を対象とした効率的な生産方式の導入や、アジアに展開する日本企業を対象としたアジアでの工場のスマート化や省エネ機器の導入・メンテナンスを担う外国人材の育成を通じたサプライチェーンの省エネ化・CO2 削減を推進します。

(A) 生産プロセス省エネ化に係る人材育成事業

アジアにおける我が国企業の生産拠点において、日本式の生産工程への見直しや省エネ性能の

高い機械装置の導入等のエネルギー利用の効率化を推進する上で必要となる現地人材の育成を支援するため、海外拠点の中核人材を日本国内に受け入れて行う実務研修や、日本法人の指導的立場にある者を海外に派遣して行う技術指導を実施します。

(1) 事業の対象国、分野等

- ①対象国・地域 : アジアの国・地域（中東を含む）
- ②対象業種 : 製造業

(2) 実施内容

※ 以下は、事業別に事業を適切に実施する上で必要と考えられるプロセスを示したものです。が、(1)の対象国・業種に限定した上で、法令の遵守、研修生を含む関係者の安全確保を担保して確実に事業を実施するに当たり、必ずしも必須とされない又は簡略化できるプロセスや行為については適宜省略や簡略化をした内容にて提案をしてください。

逆に以下に記載がないプロセスであっても、提案者として必要と考えるプロセスや行為については、経済合理性を考慮した上で、追加した内容にて提案をしてください。ただし、交付決定にあたり、事業を適切かつ効率的に実施するために必要または不要と考えられるプロセスや行為については、変更を求める場合があります。

①国内人材育成事業

海外現地法人等の従業員を日本に受入れ、生産プロセスにおいて省エネ化・CO2削減に具体的につながる、日本企業等での製造技術等に関する実践的な研修（実地研修という。）を実施するとともに、研修を円滑に進める上で必要となる日本語習得や日本文化等の理解を目的とした一般的な研修（一般研修という。）を併せて実施します。

※研修内容の一部を遠隔対応により来日前に実施し、日本での研修期間を短縮化する等、
受入研修であっても可能な限りデジタル化への対応を取り込み、効率的な執行に取り組んで下さい。
※ものづくりのDX化を研修内容に取り組むことによる省エネ・CO2削減を積極的に進めて下さい。

○国内人材育成事業の企画・調整

本事業の目的をもとに全体目標を設定し、関係者等と調整を行い、事業全体の内容、実施方法、具体的スケジュール、実施体制及び予算配分等の企画調整を行います。また、事業の実施（募集を含む。）や審査に必要な基準の整備を行います。

○研修プログラムの策定

最適な研修を行うため、当該国、日本企業のニーズや産業動向、課題や事情を踏まえ、定員や受入時期及び講師を選定し、講師や企業等と調整をしながら研修プログラムの策定を行います。

○研修生の募集・広報

本事業を円滑に遂行するため、日本の企業や海外の日系企業等に対し、本事業の内容について広報を行うとともに、研修生の募集を行います。

○研修の事前評価・審査

有識者、産業界など外部委員による各研修プログラムの内容や達成目標などの事前評価を行い、それを踏まえて達成目標等を策定します（必要に応じ研修プログラムの策定に反映します）。また、研修計画について、研修分野、研修期間及び研修内容等の妥当性や設定目標及び効果等について審査を行います。

○研修生の審査

企業から申請された研修予定者について、経歴や研修内容に対する能力の妥当性等について審査を行い、研修生を決定します。

○日本への受入手続支援

研修生の入国が円滑に行われるように、研修生の査証取得に関する支援（必要に応じ日本での身元保証）等を行います。

○研修の実施

実地研修を効果的に行う上で必要となる日本語、日本企業文化や環境対策等の管理技術等を修得するための一般研修について、円滑に行われるよう教室の確保、講師等の配備等の体制を整備するとともに、実地研修についても円滑に行われるように、支援・管理を行います。研修の実施にあたっては、出入国管理及び難民認定法、外国為替及び外国貿易法等の法令遵守の観点から、補助事業者として必要な対応を図るとともに、企業等や研修生への指導・注意喚起を行います。また、災害等の不測事態への対応ができるように体制を整備します。

○研修期間中の研修生の事業面・生活面の支援・管理

研修期間中の研修生の宿舎を確保するとともに、研修生の宗教や生活習慣及び心身の状態に可能な限り配慮した食事及び施設の提供や研修生の安全の確保等を行います。また、研修生より寄せられる研修に対する要望について可能な限り対応するとともに、体調を崩した研修生に対する医療支援等を行います。

○成果事例の作成

企業の協力を得て研修の成果事例を公表可能な内容に整理して作成します。

②海外人材育成事業

海外現地法人等に日本人技術者等を専門家または講師として派遣し、省エネ化・CO2 削減に具体的に貢献する製造技術等に関する実践的な指導等を実施します。

※指導・研修内容の一部をリモート形式により派遣前に実施して、日本人専門家等や講師の派遣日数を短縮する等、可能な限りデジタル化への対応を取り込み、効率的な執行に努めて下さい。

※ものづくりのDX化を指導・研修内容に取り組むことによる省エネ・CO2 削減を積極的に進めて下さい。

※現場指導型（専門家派遣）と集合研修型（海外研修）は、集約した1つのツールとして事業を実施することも可能です。提案にあたっては、1 ツールとして効率的に実施することも検討してください。

（i）現場指導型

海外現地法人等向けに日本の企業等から技術指導者を専門家として派遣し、製造現場において省エネ・CO2 削減に具体的ににつながる技術指導等を行います。

○専門家派遣指導の企画・調整

本事業の目的をもとに、全体目標を設定し、関係者等と調整を行い、事業全体の内容、実施方法、具体的スケジュール、実施体制及び予算配分等の企画を行います。また、事業の実施（募集を含む。）や審査に必要な基準の整備を行います。

○専門家派遣指導プログラムの策定

最適な専門家派遣を行うため、当該国、日本企業のニーズや産業動向、課題や事情を踏まえ、専門家や企業と調整をしながら専門家派遣プログラム策定を行います。

○専門家派遣指導の募集・広報

本事業を円滑に遂行するため、日本の企業や海外の日系企業等に対し、本事業内容の広報を行うとともに、専門家派遣要請の募集を行います。

○専門家派遣指導の事前評価・審査

有識者、産業界など外部委員による審査会等において、専門家派遣プログラムの指導内容や達成目標などの事前評価を行い、事前評価を踏まえ、達成目標等を策定します（必要に応じ専門家派遣プログラムの策定に反映します）。また、専門家派遣の計画について、指導内容、指導対象人数、派遣対象者と被指導予定者の経歴や能力、派遣期間等について、妥当性及び設定目標及び効果等について審査を行います。

○派遣専門家の出国前支援

派遣専門家が当該国において円滑、安全に指導等を行えるよう、現地の情報提供などのオリエンテーションを行います。

○専門家派遣指導の実施

専門的な能力を有する技術者等を専門家として海外に所在する日系企業等に派遣し、工場における生産プロセスの改善等による省エネ・CO2削減のための支援が円滑に行われるよう体制を整備します。専門家派遣の実施にあたっては、外国為替及び外国貿易法等の法令遵守の観点から、補助事業者として必要な対応を図るとともに、企業等への指導・注意喚起を行います。また、災害等の不測の事態への対応ができるように体制を整備します。

○派遣期間中の専門家の事業面・生活面の支援・管理

派遣期間中及びその前後の専門家の安全の確保を行います。また、現地企業や派遣専門家からの要望について可能な限り対応するとともに、体調不良となった専門家に対する支援等を行います。

○成果事例の作成

企業の協力を得て派遣指導の成果事例（企業名や写真等の情報も含む）を公表可能な内容に整理して作成します。

（ii）集合研修型

海外現地法人等向けに日本の企業等から技術者等を講師として派遣し、省エネ化・CO2削減に直接効果のある生産技術や管理技術等に係る講義、演習、実技等を組み合わせて行う短期集中型の集合研修を実施します。必要性や効率性を踏まえて、研修生の一部を第三国から招へいして実施することも可能とします。

○研修の企画・調整

本事業の目的をもとに、必要に応じて受入研修と連携しながら目標を設定し、関係者等と調整を行い、事業内容、実施方法、具体的スケジュール、実施体制及び予算配分等の企画を行います。また、事業の実施（募集を含む）や審査に必要な基準の整備を行います。

○研修プログラムの策定

最適な研修を行うため、日本企業及び海外日系企業等のニーズや課題、事情を踏まえ、定員や講師派遣時期及び講師を選定し、講師との調整をしながら研修カリキュラム等の研修プログラム策定を行います。研修内容に応じて現地講師の活用も行なって下さい。

○研修の募集・広報

本事業を円滑に遂行するため、日本企業や海外日系企業等に対し、本事業内容の広報を行うとともに、海外研修要請の募集を行います。

○研修の事前評価・審査

有識者、産業界など外部委員による審査会等において、海外研修プログラムの研修内容や達成目標などの事前評価を行い、達成目標等を策定します（必要に応じ研修プログラムの策定に反映します）。また、研修計画について、研修内容や研修対象人数、研修対象者、

研修期間等の妥当性や設定目標及び効果等について審査を行います。

○研修生の審査

企業から申請された研修予定者について、経歴や研修内容に対する能力の妥当性等について審査を行い、研修生を決定します。

○派遣講師に対する出国前後の支援

派遣講師が当該国において円滑、安全に講義、指導等を行えるよう、現地の情報提供などのオリエンテーションを行います。

○研修の実施

円滑に研修が実施できるよう、現地での研修会場確保、講師派遣などの体制を整備します。研修の実施にあたっては、外国為替及び外国貿易法等の法令遵守の観点から、補助事業者として必要な対応を図るとともに、企業等や研修生への指導・注意喚起を十分に行います。また、災害等の不測の事態への対応ができるように体制を整備します。

○派遣期間中の講師の事業面・生活面の支援・管理

派遣期間中及びその前後の講師の安全の確保を行います。また、現地企業や派遣専門家からの要望について可能な限り対応するとともに、体調不良となった講師に対する支援等を行います。

○成果事例の作成

企業の協力を得て研修の成果事例を公表可能な内容（企業名や写真等の情報も含む）に整理して作成します。

(B) 省エネ機器等の導入・メンテナンスに係る人材育成事業

(1) 事業の対象国、分野等

①対象国・地域：アジアの国・地域（中東を含む）

②対象分野：

(i) 省エネ機器等の導入・メンテナンス

- ・日本企業のエネルギー効率の高いユーティリティ設備（高効率空調、産業ヒートポンプ等）、生産設備（工作機械等）について、海外企業の工場等での導入またはメンテナンスを担う外国人エンジニア等の育成（技術等指導）が対象です。

- ・直近での自社従来品や現在の海外市場での普及・汎用品と比較したエネルギー節減・CO2削減について定量的に一定の効果（現在の現地での普及品等と比較してエネルギー使用量が10%以上削減される性能を有する等）を説明できる機器・設備が対象となります。

※ユーティリティ設備、生産設備（それぞれの部品を含む）自体の製造に係る技術指導等やユーティリティ設備、生産設備の導入の費用は対象外です。

(ii) ロボット、ファクトリーオートメーション（工場のスマート化）の導入・メンテナンス

- ・日本企業の産業用ロボット、日本のSIer企業等によるファクトリーオートメーション（工場のスマート化）について、海外製造企業での導入やメンテナンスを担う外国人エンジニア等の育成（技術等指導）が対象です。

- ・ロボット、ファクトリーオートメーションの導入により、海外製造企業の工場での生産プロセスに係るエネルギー節減・CO2削減について定量的に一定の効果（人手を前提とした既存生産ラインとの比較として、ロボット、ファクトリーオートメーションの導入による生産ラインでのエネルギー使用量を10%以上削減する効果が発現される等）を説明できるロボット、スマートファクトリーの導入に係る外国人育成が対象となります。

※ロボット（部品を含む）自体やスマートファクトリー化の生産設備、部品等の製造に係る技術指導等、ロボット、スマートファクトリーの導入費用は対象外です。

(2) 実施内容

※ 以下は事業を適切に実施する上で必要と考えられるプロセスを示したものです、(1)の対象国・分野等の遵守、法令の遵守、研修生を含む関係者の安全確保を担保して確実に事業を実施する上で、必ずしも必須とされない・簡略化できるプロセスや行為については適宜省略や簡略化をした内容にて提案をしてください。

逆に以下に記載がないプロセスであっても、提案者として必要と考えるプロセスや行為については、経済合理性も考慮した上で、追加した内容にて提案をしてください。ただし、交付決定にあたり、事業を適切かつ効率的に実施するために必要または不要と考えられるプロセスや行為については、変更を求める場合があります。

事業実施時の詳細な基準や具体的な運用等は、採択予定者と調整の上、決定していきます。

①国内人材育成事業

海外現地法人等の従業員を日本に受入れ、省エネ化・CO2削減に具体的につながる、省エネ機器等やロボット、スマートファクトリーの導入、メンテナンスに係る実践的な技術の研修を実施します。

※研修内容の一部を遠隔対応により来日前に学び、日本での研修期間を短縮化する等、可能な限りデジタル化への対応を取り込み、効率的な執行に取り組んで下さい。

○研修の企画・調整

本事業の目的をもとに全体目標を設定し、関係者等と調整を行い、事業全体の内容、実施方法、具体的スケジュール、実施体制及び予算配分等の企画を行います。

また、事業の実施（募集を含む）や審査に必要な基準の整備を行います。

○研修プログラムの策定

最適な研修を行うため、当該国、日本企業のニーズや産業動向、課題や事情を踏まえ、定員や受入時期及び講師を選定し、講師や企業等と調整をしながら研修プログラムの策定を行います。

○研修生の募集・広報

本事業を円滑に遂行するため、日本の企業や海外の日系企業等に対し、本事業の内容について広報を行うとともに、研修生の募集を行います。

○研修の事前評価・審査

有識者、産業界など外部委員による各研修プログラムの研修内容や達成目標などの事前評価を行い、それを踏まえて達成目標等を策定します（必要に応じ研修プログラムの策定に反映します）。また、研修計画について、研修分野、研修期間及び研修内容等の妥当性や設定目標及び効果等について審査を行います。

○研修生の審査

企業から申請された研修予定者について、経歴や研修内容に対する能力の妥当性等について審査を行い、研修生を決定します。

○日本への受入手続支援

研修生の入国が円滑に行われるように、研修生の査証取得に関する支援（必要に応じ日本での身元保証）等を行います。

○研修の実施

実践的な技術の研修が円滑に行われるよう、支援・管理を行います。研修の実施にあたっては、出入国管理及び難民認定法、外国為替及び外国貿易法等の法令遵守の観点から、

補助事業者として必要な対応を図るとともに、企業等や研修生への指導・注意喚起を行います。また、災害等の不測の事態への対応ができるように体制を整備します。

○研修期間中の研修生の事業面・生活面の支援・管理

研修期間中宿舎の確保を図るとともに、研修生の宗教や生活習慣及び心身の状態に可能な限り配慮した食事及び施設の提供や研修生の安全の確保等を行います。また、研修生より寄せられる研修に対する要望について可能な限り対応するとともに、体調を崩した研修生に対する医療支援等を行います。

○成果事例の作成

企業の協力を得て研修の成果事例（企業名や写真等の情報も含む）を公表可能な内容に整理して作成します。

②海外人材育成事業

海外現地法人等に日本人技術者等を講師として派遣し、省エネ化・CO2削減に具体的につながる、省エネ機器等やロボット、スマートファクトリーの導入、メンテナンスに係る実践的な技術の集合型研修を実施します。必要性や効率性を踏まえて、研修生の一部を第三国から招へいして実施することも可能とします。

※研修内容の一部を遠隔対応により事前に指導して、日本人講師の派遣日数を短縮する等、可能な限りデジタル化への対応を取り込み、効率的な執行に努めて下さい。

○研修の企画・調整

本事業の目的をもとに、必要に応じて受入研修と連携しながら目標を設定し、関係者等と調整を行い、事業内容、実施方法、具体的スケジュール、実施体制及び予算配分等の企画を行います。また、事業の実施（募集を含む）や審査に必要な基準の整備を行います。

○研修プログラムの策定

最適な研修を行うため、日本企業及び海外日系企業等のニーズや課題、事情を踏まえ、定員や講師派遣時期及び講師の選定をし、講師との調整をしながら研修カリキュラム等の研修プログラム策定を行います。研修内容に応じて現地講師の活用も行なって下さい。

○研修の募集・広報

本事業を円滑に遂行するため、日本企業や海外日系企業等に対し、本事業内容の広報を行うとともに、海外研修要請の募集を行います。

○研修の事前評価・審査

有識者、産業界など外部委員による審査会等において、海外研修プログラムの研修内容や達成目標などの事前評価を行い、達成目標等を策定します（必要に応じ研修プログラムの策定に反映します）。また、研修計画について、研修内容や研修対象人数、研修対象者、研修期間等の妥当性や設定目標及び効果等について審査を行います。

○研修生の審査

企業から申請された研修予定者について、経歴や研修内容に対する能力の妥当性等について審査を行い、研修生を決定します。

○派遣講師の出国前支援

派遣講師が当該国において円滑、安全に講義、指導等を行えるよう、現地の情報提供などのオリエンテーションを行います。

○研修の実施

円滑に研修が実施できるよう、現地での研修会場確保、講師派遣などの体制を整備します。研修の実施にあたっては、外国為替及び外国貿易法等の法令遵守の観点から、補助事

業者として必要な対応を図るとともに、企業等や研修生への指導・注意喚起を十分に行います。また、災害等の不測の事態への対応ができるように体制を整備します。

○派遣期間中の講師の事業面・生活面の支援・管理

派遣期間中及びその前後の講師の安全の確保を行います。また、現地企業や派遣講師からの要望について可能な限り対応するとともに、体調不良となった講師に対する支援等を行います。

○成果事例の作成

企業の協力を得て研修の成果事例（企業名や写真等の情報も含む）を公表可能な内容に整理して作成します。

Ⅱ. 先進技術展開（グリーン成長戦略）分野に係る人材育成事業（対象：日本の企業・団体・大学等の高等教育機関）
--

グリーン成長戦略の重要分野やAETI（アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ）に基づく産業技術等に係る研究開発や社会実装等の取り組みへの理解向上や普及促進、脱炭素化への国際的認識醸成に向けた現地人材育成を実施します。

（１）事業の対象国、分野等

①対象国・地域

アジアの国・地域等（中東を含む）

※提案では、アジアの国・地域を対象としてください。

②対象分野・技術

グリーン成長戦略に示される産業分野に基づく脱炭素に係る先進技術、AETIに基づく産業技術

※日本企業等の技術、製品、サービスを用いるものに限る。

《分野》

グリーン成長戦略において、成長が期待される産業１４分野のうち、○洋上風力・太陽光・地熱産業、○水素、燃料アンモニア産業、○次世代熱エネルギー産業、○原子力産業、○自動車・蓄電池産業、○半導体・情報通信産業、○航空機産業、○カーボンリサイクル、マテリアル産業、○次世代電力マネジメント産業、に係る脱炭素技術を主対象とします。

また、AETIの枠組みで策定されるエネルギー・トランジション・ロードマップにおける脱炭素に係る産業分野についても対象としていきます。

《技術》

グリーン成長戦略やエネルギー・トランジション・ロードマップに示される新技術、先進技術を対象とします（温室効果ガス排出量可視化技術を含む。）。

事業の実施・進捗状況等に応じて、既に市場投入されている自立商用フェーズの技術等よりも、開発、実証、導入拡大・コスト低減フェーズの技術等に係る人材育成を優先する等の調整を図っていただく場合があります。

（２）実施内容

※ 以下は事業を適切に実施する上で必要と考えられるプロセスを示したものです、（１）の対象国・分野等に限定をした上で、法令の遵守、研修生を含む関係者の安全確保を担保して確実に事業を実施する上で、必ずしも必須とされない・簡略化できるプロセスや行為については適宜省略や簡略化をした内容にて提案をしてください。

逆に以下に記載がないプロセスであっても、提案者として必要と考えるプロセスや行為

については、経済合理性も考慮した上で、追加した内容にて提案をしてください。ただし、交付決定にあたり、事業を適切かつ効率的に実施するために必要または不要と考えられるプロセスや行為については、変更を求める場合があります。

実際の事業において具体的対象とする脱炭素に係る分野、技術に関して、アジアのカーボンニュートラルへの協力を推進する上で、より有効となる考え方や効果的な進め方がありましたら提案してください。

また、対象分野の該当企業をどのように発掘、募集をし、評価や審査を行う有識者の選定、審査や研修の支援・管理をどのように行っていくか等については、提案者としての強み等と併せて、より具体的に提案してください。該当企業をどのように設定して広報をするのかのKPIについても提示してください。

事業実施時の詳細な基準や具体的な運用等は、採択予定者と調整の上、決定していきます。

①セミナーの開催

海外の民間企業・民間団体を対象に、日本の脱炭素技術について理解醸成や普及等に向けたセミナーを実施します。

○セミナーの企画・調整

本事業の目的をもとに全体目標を設定し、関係者等と調整を行い、セミナーの内容や実施方法、スケジュールや予算配分等の企画・調整を行います。また、事業の実施や審査に必要な体制や基準の整備を行います。

○セミナー案件の募集

日本企業等に対し、本事業内容の広報を行うとともに、セミナー案件の募集を行います。ただし、日本企業等の脱炭素技術の普及・展開に資する内容について実施するものとして、脱炭素・カーボンニュートラルに関する一般論や啓蒙を内容とするセミナーは本事業の対象外となります。

○セミナーの評価・審査

有識者、産業界など外部有識者による審査会等を設定し、セミナーの内容や講演者、対象者（ターゲット）、人数等の有効性や適切性等についての評価・審査を行います（評価・審査の結果は必要に応じてセミナーの内容に反映します）。

○セミナーの開催準備と開催

セミナーの開催に必要となる、現地での研修会場や講演者の確保と派遣、通信環境などの整備、準備を行い、セミナーを開催します。セミナーの開催にあたっては、外国為替及び外国貿易法等の法令遵守の観点から、補助事業者として必要な対応を図るとともに、企業等や参加者への指導・注意喚起を十分に行います。また、災害等の不測の事態への対応ができるように体制を整備します。

○セミナーの公表、アーカイブ、事例の作成

企業との協力の下、セミナーの内容を広く周知するものとして、リアルタイムでの Web ツールによる視聴やアーカイブ化をして後日視聴可能となるようにセミナーの内容を整理、作成します。また、セミナーの開催事例を、公表可能な内容に整理して作成します。

②産業人材招へい

（i）キーパーソン招へい

日本企業等の脱炭素技術とその導入に関心を持つ企業・団体等の経営者や技術担当幹部

等のキーパーソンを対象に、日本への招へいを行い、技術等の説明や実証現場の視察等を行います。

○招へいの企画・調整

本事業の目的をもとに全体目標を設定し、関係者等と調整を行い、招へいの内容、実施方法、スケジュールや予算配分等の企画・調整を行います。また、事業の実施（募集を含む）や審査に必要な基準の整備を行います。

○招へいプログラムの策定

最適な研修を行うため、当該国、日本企業のニーズや産業動向、脱炭素への取組、課題や事情を踏まえ、定員や受入時期及び講師等を選定し、講師や企業等と調整をしながら招へいプログラムの策定を行います。

○招へいプログラムの募集・広報

本事業を円滑に遂行するため、日本企業等に対し、本事業の内容について広報を行うとともに、招へいプログラムの募集を行います。

○招へいプログラムの事前評価・審査

有識者、産業界など外部委員による招へいプログラムの内容や達成目標などの事前評価を行い、それを踏まえて達成目標等を策定します（必要に応じ招へいプログラムの策定に反映します）。また、招へい計画について、分野、招へい期間及び内容等の妥当性や設定目標及び効果等について審査を行います。

○招へい対象者の審査

企業等から申請された招へい予定者について、経歴や招へい内容に対する妥当性等について審査を行います。

○日本への受入手続支援

招へい対象者の入国が円滑に行われるように、招へい対象者の査証取得に関する支援（必要に応じ日本での身元保証）や航空券手配等の入国に必要な受入手続を行います。

○招へいプログラムの実施

招へいプログラムが円滑に行われるように、会場確保や視察先、国内移動手段等の手配など、必要な支援と管理を行います。招へいプログラムの実施にあたっては、出入国管理及び難民認定法、外国為替及び外国貿易法等の法令遵守の観点から、補助事業者として必要な対応を図るとともに、企業等や招へい対象者への指導・注意喚起を行います。また、災害等の不測の事態への対応ができるように体制を整備します。

○招へい期間中の招へい対象者の事業面・生活面の支援・管理

招へい期間中の招へい対象者の宿舎を確保するとともに、必要に応じた招へい対象者の宗教や生活習慣及び心身の状態に可能な限り配慮した食事及び施設の提供や招へい対象者の安全の確保、体調を崩した招へい対象者に対する医療支援等を行います。

○成果事例の作成

企業の協力を得て招へいプログラムの成果事例を公表可能な内容に整理して作成します。

（ii）産業技術者招へい

日本企業等の先進的な脱炭素技術導入を推進する現地日系企業等の技術担当幹部や上級・熟練技術者等の技術キーパーソンを対象に、日本への招へいを行い、技術等の導入に必要な研修を実施します。

※招へいプログラムの一部を遠隔対応により来日前に学び、日本での招へい期間を日本でしか実施することが出来ない技術の習得に絞ることも可能とします。

○招へいの企画・調整

本事業の目的をもとに全体目標を設定し、関係者等と調整を行い、事業全体の内容、実施方法、具体的スケジュール、実施体制及び予算配分等の企画を行います。また、事業の実施（募集を含む）や審査に必要な基準の整備を行います。

○招へいプログラムの策定

最適な招へいプログラムを行うため、当該国、日本企業のニーズや産業動向、脱炭素への取組、課題や事情を踏まえ、定員や受入時期及び講師を選定し、講師や企業等と調整をしながら招へいプログラムの策定を行います。

○招へい対象者の募集・広報

本事業を円滑に遂行するため、日本企業や海外の日系企業等に対し、本事業の内容について広報を行うとともに、招へい対象者の募集を行います。

○招へいプログラムの事前評価・審査

有識者、産業界など外部委員による各招へいプログラムの内容や達成目標などの事前評価を行い、それを踏まえて達成目標等を策定します（必要に応じ招へいプログラムの策定に反映します）。また、招へい計画について、招へいの技術対象分野、招へい期間及び招へい内容等の妥当性や設定目標及び効果等について審査を行います。

○招へい対象者の審査

企業から申請された招へい予定者について、経歴や研修内容に対する能力の妥当性等について審査を行い、招へい対象者を決定します。

○日本への受入手続支援

招へい対象者の入国が円滑に行われるように、招へい対象者の査証取得に関する支援（必要に応じ日本での身元保証）等を行います。

○招へいプログラムの実施

技術等を修得が円滑に行われるための教室の確保、講師等の配備等の体制を整備するとともに、支援・管理を行います。研修の実施にあたっては、出入国管理及び難民認定法、外国為替及び外国貿易法等の法令遵守の観点から、補助事業者として必要な対応を図るとともに、企業等や招へい対象者への指導・注意喚起を行います。また、災害等の不測の事態への対応ができるように体制を整備します。

○招へい期間中の招へい対象者の事業面・生活面の支援・管理

招へい期間中の招へい対象者の宿舎を確保するとともに、必要に応じて招へい対象者の宗教や生活習慣及び心身の状態に可能な限り配慮した食事の提供や招へい対象者の安全の確保等を行います。また、招へい対象者より寄せられる要望について可能な限り対応するとともに、体調を崩した招へい対象者に対する医療支援等を行います。

○成果事例の作成

企業の協力を得て招へいプログラムの成果事例を公表可能な内容（企業名や写真等の情報も含む）に整理して作成します。

Ⅲ. 事業の運営管理・広報

事業の運営管理を行います。事業の実施に必要な体制整備を行うとともに、人材育成が滞りなく推進するように必要な調整・準備等を行います。Web 会議による打ち合わせなど遠隔対応を積極的に取り入れて、より効率的な執行を行って下さい。

事業の進捗や実施状況等について経済産業省に定期的に報告をするとともに、経済産業省からの随時の報告依頼（事業の実績や成果、海外での人材育成ニーズ・動向等）に対応します。（広報は一部再掲）研修生や企業の募集等が円滑に進むように、本事業に取り組む上で必要な広報を行います。日本企業の海外展開や脱炭素に係るビジネスイベント、展示会等については、

費用対効果を検討の上、出展等を通じて事業PRやニーズの取り込みを行って下さい。

実施案件の中から公表可能な内容（企業名や写真等の情報も含む）に整理をした成果事例集を作成して更なるPRを行います。

IV. 事業の評価

本事業を通じた研修生の能力向上や低炭素技術の移転・普及、温室効果ガス削減効果、日本企業等の脱炭素技術の波及・普及などについて、有識者など第三者の視点を取り入れての評価を行い、報告として取りまとめます。これらの評価は、原則として定量的な指標を用いて行います。

1-4. 事業の規模

I. 低炭素技術輸出分野に係る人材育成事業

(A) 生産プロセス省エネ化

①国内人材育成事業

- ・目安：中小企業 42名程度（7,014人日程度）
大企業 30名程度（5,010人日程度）

②海外人材育成事業

現場指導型

- ・目安：中小企業 5人月程度
大企業 2人月程度

集合研修型

- ・目安：中小企業 2コース（1コース30名程度）
大企業 4コース（"）

(B) 省エネ機器等の導入・メンテナンス

①国内人材育成事業

- ・目安：中小企業 2名（40人日程度）
大企業 2名（40人日程度）

②海外人材育成事業

集合研修型

- ・目安：中小企業 1コース（1コース30名程度）
大企業 1コース（"）

II. 先進技術展開（グリーン成長戦略）分野に係る人材育成事業

(A) セミナー（現地）

- ・目安：大学等・公益法人 1件（1件100名程度）
中小企業 1件（"）
大企業 1件（"）

(B) 産業人材招へい

①キーパーソン招へい

- ・目安：大学等・公益法人 1件（20人（100人日）程度）
中小企業 1件（20人（100人日）程度）
大企業 1件（20人（100人日）程度）

②産業技術者招へい

- ・目安：大学等・公益法人 5人（500人日程度）
中小企業 10人（1,000人日程度）
大企業 15人（1,500人日程度）

1－5. 事業実施期間

交付決定日～令和7年3月31日（事業終了期限）

1－6. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

※コンソーシアム形式による申請の場合は、幹事企業・団体等を決めていただくとともに、幹事企業・団体等が事業提案書を提出してください。ただし、幹事企業・団体等が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

【2. 補助金交付の要件】

2－1. 採択予定件数：1件

2－2. 補助率・補助額

補助金の上限を170,000千円とします。各事業への予算配分は以下を目安として下さい。補助率は「7. 補助対象経費の計上」に記載のとおりです。なお、最終的な実施内容、具体的対象経費とその金額、交付決定額については、経済産業省と調整した上で決定することとします。

（予算配分の目安）

○事業費予算（補助金額の約75%）

■補助金額の約48.04%

→Ⅰ. 低炭素技術輸出分野に係る人材育成事業

（A）生産プロセス省エネ化に係る人材育成事業

①国内人材育成事業（受入研修）＋②海外人材育成事業（現場指導型、集合研修型）

■補助金額の約3.97%

→Ⅰ. 低炭素技術輸出分野に係る人材育成事業

（B）省エネ機器等の導入・メンテナンスに係る人材育成事業

①国内人材育成事業（受入研修）＋②海外人材育成事業（集合研修型）

■補助金額の約23.02%

→Ⅱ. 先進技術展開（グリーン成長戦略）分野に係る人材育成事業

①セミナー（現地、遠隔）＋②産業人材招へい（キーパーソン、産業技術者）

※補助金額の約23.02%相当額に対して、①セミナーは約13.66%、②産業人材招へいは約86.34%を配分の目安としてください。なお、②産業人材招へい・産業技術者は約48.37%を超えないように計画してください。

○Ⅳ. 事業の評価：補助金額の1.95%程度未滿

○上記以外の補助金額をⅢ. 事業の運営管理・広報として効率的に執行する計画を作成してください。

【3. 補助金の支払い】

3-1. 支払時期

補助金の支払いは、基本、事業終了後の精算払となります。

※事業が採択され、交付決定通知を受けた事業については、事業終了前の支払い（概算払）を行う際は、財務省の承認を受ければ可能です。資金繰りへの影響等を踏まえ、概算払いを希望する場合は、担当者にご相談下さい。必要な書類等をご案内します。

参考：概算払い手続に必要な書類フォーマットは以下 URL に掲載されています。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

3-2. 支払額の確定方法

事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もありますのでご注意下さい。

3-3. 実績報告書の提出時における実施体制把握

事業の実施体制を確認する必要があるため、事業終了後に実績報告書を提出する際は、別途、補助対象として経費計上しているもので、請負又は委託契約をしている場合については、契約先の事業者（ただし、税込み100万円以上の取引に限る。）の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料（※）を添付してください。

（※）本資料は、確定検査の際に確認する資料とします。

補助対象経費の計上の際、「外注費」、「委託費」は問いませんが、「旅費」、「会議費」、「謝金」、「備品費（借料及び損料を含む）」、「補助人件費（人材派遣も含む）」は対象外とします。

請負先または委託先からさらに請負又は委託をしている場合（再委託などを行っている場合で、税込み100万円以上の取引に限る）も、上記同様に、実施体制資料に記述をしてください（再々委託先については金額の記述は不要）。

【実施体制資料の記載例】

国の事業は、行政評価レビューで毎年総点検を行っております。経済産業省では、事業の透明性を高めるために、行政評価レビューにて各予算事業の再委託先・外注先を公表しておりますので、あらかじめご承知おき下さい。

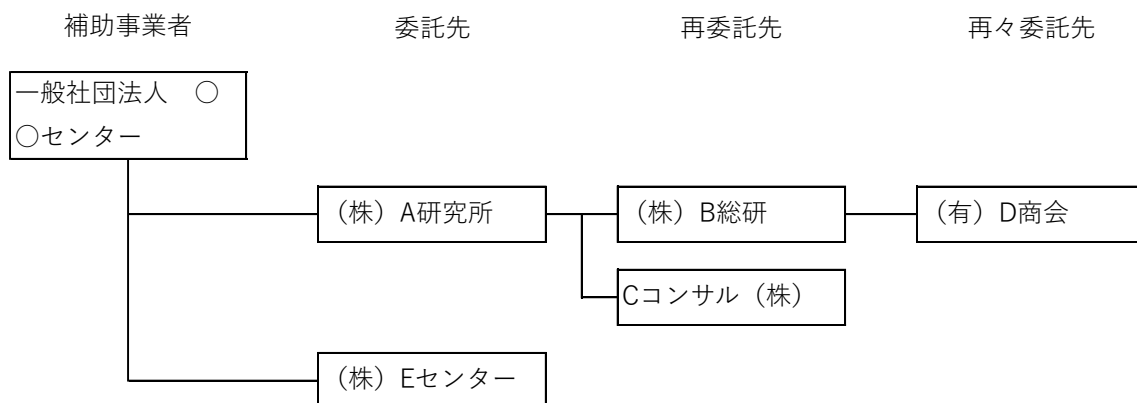
実施体制は原則、下記のように整理表で提示していただくとともに実施体制図もあわせて示してください。実施体制と契約先の事業者名、法人番号、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容がわかる資料であれば様式は問いません。

実施体制（税込み100万円以上の請負・委託契約）

事業者名	当社との関係	住所	契約金額（税込み）	業務の範囲
（株）A研究所	委託先	東京都〇〇区・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと
（株）B総研	再委託先（（株）A研究所の委託先）	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
Cコンサル（株）	再委託先（（株）A研究所の委託先）	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
（有）D商会	再々委託先（（株）B総研からの委託先）	上記記載例参照	記入不要（※）	上記記載例参照
（株）Eセンター	委託先	東京都〇〇区・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと

（※）（有）D商会は、補助事業者からみると、再々委託先になるので契約金額の記入は不要

実施体制図（税込み100万円以上の請負・委託契約）



【4. 応募手続】

4-1. 応募方法

本補助金は、補助金申請システムJグランツより応募を受け付けます。当該申請システムを通じて行われた申請に対しては、原則として当該申請システムで通知等を行います。

※JグランツのURL : <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

なお、Jグランツ使用時に必要なGビズIDの取得ができない法人等は、取得できない理由を、E-mail : bzl-tech-co-op@meti.go.jp あてに連絡をお願いします。

その際メールの件名(題名)は必ず「〇重要〇令和6年度アジア等ゼロエミッション化人材育成等事業でのGビズID取得について」として、事業者名、担当者、連絡先を添えて下さい。理由を確認した上で、電子メールまたは郵送での応募を受け付けますが、当該確認のやり取りに伴う募集期間の延長は行いませんので、余裕をもって対応してください。

4-2. 募集期間

募集開始日：令和6年1月18日(木)

締切日：令和6年2月19日(月) 12:00必着

※Jグランツを利用する場合、締切日の12:00までに申請を実施したもの。Jグランツを利用するにあたり、GビズIDの取得が必要です。GビズIDの取得には2～3週間程度かかるとされているため、余裕を持って準備してください。

※電子メールの場合、締切日の12:00までに到着が確認できたもの。

※郵送の場合、締切日の12:00必着。

4-3. 説明会の開催

Microsoft Teams により以下の日程で実施する予定です。

○第1回開催日時：令和6年1月23日(火) 13時30分～13時55分

○第2回開催日時：令和6年1月25日(木) 13時30分～13時55分

※第1回、第2回ともに、事務局から募集概要等を説明し、質疑応答の終了次第、説明会は終了となります。

説明会への参加を希望する方は、

第1回説明会につきましては、令和6年1月22日(月) 12時までに、

第2回説明会につきましては、令和6年1月24日(水) 12時までに、

E-mail : bzl-tech-co-op@meti.go.jp あてに事前登録をお願いします。

事前登録の際は、メールの件名(題名)を必ず「〇説明会参加〇令和6年度アジア等ゼロエミッション化人材育成等事業説明会参加登録」とし、本文に「所属組織名」「出席者の氏名(ふりがな)」「所属(部署名)」「電話番号」「E-mail アドレス」を明記願います。

説明会前日までに事前登録をいただいた E-mail アドレスへ Microsoft Teams での会議案内をお送りします。

Microsoft Teams が使用できない場合は担当者に別途ご相談下さい。

4-4. 応募書類

(1) 提出方法

①Jグランツの場合 ※Jグランツによる応募が原則となります

Jグランツでの応募にあたっては、Jグランツの申請画面より必要事項を入力するとともに、

以下の応募書類をJ Grants上で添付をして申請してください。申請方法については、J Grantsに掲載されているマニュアルを参照してください。

【応募書類】

- （様式1）申請書
- （様式2）提案書
 - ※7-2. 実施体制の説明についても盛り込んで下さい
- （様式3）積算表
- 申請者の概要がわかる資料
 - （ア）会社概要
 - （イ）直近一年分の財務諸表
- 提案内容を補足するために必要な参考資料 <任意>
 - ※応募書類はA4で作成してください。また、提案書（様式2）には通し番号（ページ）を付記してください。
 - ※資料に不備がある場合は、審査対象とはなりませんので、本募集要領や様式類をご確認の上、注意して記入してください。
 - ※締切りを過ぎての申請は受け付けません。期限に余裕をもって申請下さい。

②電子メール・郵送の場合

※JGrantsのG ビズ ID が取得できない申請者のみ、電子メール・郵送等による提出を受け付けますが、その場合でも可能な限り電子メールによる提出を行って下さい。

- ・電子メールの場合には、以下の応募書類を「bzl-tech-co-op@meti.go.jp」宛にPDF ファイルにて送付してください。その際メールの件名（題名）を必ず「〇重要〇令和6年度アジア等ゼロエミッション化人材育成等事業申請書」としてください。

<電子メールの場合>

E-mail : bzl-tech-co-op@meti.go.jp 宛

※メールの件名を必ず上記の下線のとおり記載してください。

- ・郵送・宅配便等の場合には、以下の応募書類を一つの封筒に入れて送付先までお送り下さい。封筒の宛名面には、「令和6年度アジア等ゼロエミッション化人材育成等事業申請書」と記載してください。

<送付先>

住所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 貿易経済協力局 技術・人材協力課

「アジア等ゼロエミッション化人材育成等事業」担当宛

【応募書類】

- （様式1）申請書<1部>
- （様式2）提案書<1部>
 - ※7-2. 実施体制の説明についても盛り込んで下さい
- （様式3）積算表<1部>
- 申請者の概要が分かる資料
 - （ア）会社概要<1部>
 - （イ）直近一年分の財務諸表<1部>

○提案内容を補足するために必要な参考資料＜任意＞

※応募書類はA4で作成してください。また、提案書（様式2）には通し番号を記入してください。

※持参、FAXによる提出は受け付けません。資料に不備がある場合は、審査対象とはなりませんので、本募集要領や様式類をご確認の上、注意して記入してください。

※締切りを過ぎての提出は受け付けません。郵送等の場合、配達の場合で締切り時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付下さい。

(2) 応募書類に記載された情報については、本事業に関する審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用します。なお、応募情報は返却しません。

(3) 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、提案書の作成費用は支給されません。

(4) 提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

【5. 審査・採択】

5-1. 審査・採択方法

審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、採択にあたっては、第三者の有識者のみで構成される審査委員会で審査を行った上で決定します。審査委員会では、申請者より提案内容のプレゼンテーションを行っていただきます（プレゼンテーションはMicrosoft Teamsにより実施します）。この際、追加資料の提出を求める場合があります。プレゼンテーションの日時等については、受理をした応募書類の申請者に対して個別にご連絡します。所定日時にプレゼンテーションが出来ない事態が生じないように通信環境等の事前準備をお願いします（事前の接続テストを行う場合があります）。

なお、応募書類以外の資料（プレゼン資料）を用いてプレゼンテーションを行う場合は、プレゼンテーション実施日から2営業日前までに、プレゼン資料を以下宛先まで電子媒体にて提出してください。

《プレゼン資料送信の宛先》

E-mail : bzl-tech-co-op@meti.go.jp

メールの件名（題名）は「○プレゼン資料事前送付○令和6年度アジア等ゼロエミッション化人材育成等事業」としてください。

5-2. 審査・採択基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。ただし、審査基準①を満たしていない事業については、他項目の評価にかかわらず採択しません。

- ①「1. 事業概要」の「1-6. 応募資格」の内容を満たしているか。
- ②提案内容が交付の対象となりうるか。
- ③提案内容が本事業の目的に合致しているか。
- ④事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ⑤事業を遂行するための資力、資金調達能力を有しているか。
- ⑥事業の実施方法等について本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。

- ⑦本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑧本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑨ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか。
- ⑩パートナーシップ構築宣言企業であるか。
- ⑪コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。

5-3. 採択結果の決定及び通知

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、Jグランツによる応募の場合は原則Jグランツにて通知を行い、電子メール及び郵送による応募の場合は通知文書をメール等により送付します。

【6. 交付決定】

採択された申請者が、経済産業省に補助金交付申請書を提出し、それに対して経済産業省が交付決定通知書を送付した後に、事業開始となります。(補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません)。なお、Jグランツによる応募の場合、交付申請～交付決定のやり取りは原則Jグランツにて行います。

採択決定後から交付決定までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合もありますのでご了承下さい。

交付決定後、補助事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

【7. 補助対象経費の計上】

7-1. 補助対象経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです（事業の性質に応じて不要な経費があれば、下記から適宜削除してください）。

補助事業者として実際に執行いただく上では、経済性、効率性を考慮して経費を使用していただくこととなりますので、補助金適正化法や交付要綱、補助事業事務処理マニュアル等をよく確認していただきますようお願いいたします。

経費項目	内容	補助率
I. 低炭素技術輸出分野に係る人材育成事業 1. 生産プロセス省エネ化に係る人材育成事業費 (1) 国内人材育成事業費 ①受入研修費 (2) 海外人材育成事業費 ①現場指導型 ②集合研修型	日本での実地研修及び一般研修に係る研修生の受入、滞在、研修の実施に必要な費用（研修生の旅費、渡航雑費、宿泊費、食費及び雑費等、実地研修の費用、教材費及び国内移動費等） 現地日系企業等への専門家派遣による現場指導に必要な費用（旅費、専門家滞在費、専門家派遣企業に支払う技術協力の費用、派遣諸費等） 海外での集合研修の実施に必要な費用（教材費及び講師派遣費、現地の研修に付随する旅費、役務費等）	I. において同じ 中小企業 ： 1 / 2 大企業 ： 1 / 3
2. 省エネ機器等の導入・メンテナンスに係る人材育成事業費 (1) 国内人材育成事業費 ①受入研修費 (2) 海外人材育成事業費 ①集合研修型	日本での技術研修に係る研修生の受入、滞在、研修の実施に必要な費用（研修生の旅費、渡航雑費、宿泊費、食費及び雑費等、実地研修の費用、国内移動費等） 海外での集合研修の実施に必要な費用（教材費及び講師派遣費、技術協力の費用、現地の研修に付随する旅費、役務費等）	
II. 先進技術展開（グリーン成長戦略）分野に係る人材育成事業 1. セミナー開催費 (1) 現地セミナー	セミナーの実施に必要な費用（講演謝金、講演者の旅費、国内移動費、現地での会場借料、通訳費、役務費等）	II. において同じ 大学等の高等教育機関、公益法人

2. 産業人材招へい費 (1) キーパーソン招へい (2) 産業技術者招へい	キーパーソンの招へいに必要な費用（旅費、滞在費、国内移動費、滞在費、通訳費、会場借料等） 産業技術者の招へいに必要な費用（旅費、滞在費、国内移動費、実地研修の費用、通訳費、教材費、会場借料等）	: 3 / 4 中小企業 : 1 / 2 大企業 : 1 / 3
Ⅲ. 共通事業運営管理費 1. 事業附帯費 2. 広報関連費 3. 事業運営管理費	事業の実施に必要な事務費用（事業の実施に付随する旅費、会議費、謝金、借料及び損料、消耗品費、印刷製本費、補助員人件費、その他諸経費、委託・外注費、その他事業を行うために特に必要と認められるもの） 国内外の広報に必要な費用（広報の実施に必要な旅費、会議費、謝金、借料及び損料、印刷製本費、補助員人件費、その他諸経費、委託・外注費、その他広報を行うために特に必要と認められるもの） 事業の運営管理に必要な費用（人件費、借料及び損料、消耗品費、補助員人件費、その他諸経費、委託・外注費、その他事業運営管理を行うために特に必要と認められるもの）	Ⅲ. において 同じ 2 / 3
Ⅳ. 評価活動費	評価活動に必要な費用（人件費、旅費、会議費、謝金、消耗品費、補助員人件費、その他諸経費、その他評価活動に特に必要と認められるもの）	定額

（注1）応募書類の作成にあたり、動画等教材費は1件170万円を補助対象経費の上限の目安としてください。

なお、上記の経費項目を構成する内訳の科目名称は、原則、以下の経費項目名を用いて下さい。以下の経費項目名を用いない場合は、以下の経費項目名との関連・該当を別途資料などで明らかにしていただきます。（以下の経費項目名を用いない場合であっても、人件費と補助員人件費に該当する経費は、必ず「人件費」「補助員人件費」としてください。）

経費項目	内容
人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費

旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会議費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
備品費	事業を行うために必要な物品（ただし、1年以上継続して使用できるもの）の購入、製造に必要な経費
（借料及び損料）	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さないもの。原則として、当該事業のために使用されることが特定・確認できるもの。 例） - 通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等） - 光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合） - 設備の修繕・保守費 - 翻訳通訳、速記費用 - 文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等
委託・外注費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者へ委託・外注するために必要な経費（ほかの経費項目に含まれるものを除く。）

7-2. 実施体制の説明

- ・補助対象経費のうち、税込み100万円以上の契約が必要と見込まれる経費は、その内容（契約予定先（未定の場合は業種で可）、金額、内容、当該経費の効果・効用が及ぶ予定件数）を記述した資料を（様式2）提案書に含めて下さい。
- ・なお、複数の事業で経費を按分することが見込まれる場合であっても、契約額が税込み100万円以上となる場合は対象としてください。その場合は、按分する予定の旨と、按分後の補助対象経費の金額を可能な範囲で記載してください。

7-3. 直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費（補助事業の実施のために真に必要と認められるものはこれに含まれない）
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・補助事業の実施の有無に関わらず企業・団体等の運営のために導入しているシステムや補助事業の運営管理のために事業者の判断で導入するシステム（基幹システムや職員等の従事時間管理のためのシステムなど）に関する経費（ハード、ソフトウェアの別を問いません）
- ・システム開発費及び資本的支出にあたる追加のシステム関係費用（人材育成に必要な教材、教材

に類するものはこれに含まれない)

- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者及び事業関係者に帰責性がなく、真にやむを得ない事由に基づき事後に生じるキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がありますので、担当者に御相談下さい。）
- ・その他事業に関係ない経費

7-4. 補助対象経費からの消費税額の除外について

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下、消費税等という。）が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることになります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後におこなった確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定します。

なお、事業者側が、消費税等を補助対象経費としないことを要望すればこの限りではありません。

※消費税等を補助対象経費とした場合には、状況の変更により消費税に係る仕入控除税額が発生することによる報告及び返還が発生場合がありますので注意してください。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③簡易課税事業者である補助事業者
- ④国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

【8. 事業実施状況の把握】

補助事業の実施状況の把握のため、定期的に進捗状況を確認します。

【9. 事業実施における安全確保】

事業の実施に際しては、以下のとおり身の安全確保について最大限の注意を払って下さい。

- (1) 事業実施にあたっては、事前に現地の危険情報を可能な限り収集した上で万全の準備を整えるようにしてください。
- (2) 実際に事業実施国に渡航する際は、必要に応じて経済産業省技術・人材協力課に連絡を取り、活動内容について十分説明すると共に、現地の治安状況等について必要な確認等を行って下さい。
- (3) 現地の治安状況はある日突然悪化する可能性もありますので、事業開始当初の危険情報の

みに頼ることは危険です。現地での活動にあたっては、経済産業省技術・人材協力課、補助事業者間で常に連絡をとれる体制を確保し、緊密に連絡を取り合うなど、最大限の安全確保に努めるようにしてください。

【10. その他の注意点】

- (1) 物品の入手、費用の発生に係る売買、請負その他の契約をする場合は、経済性の観点から、原則、一般の競争等に付してください。また、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、経済産業大臣に届け出なければなりません。
- (2) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (3) 補助事業者は、経済産業大臣が補助事業の進ちょく状況の報告を求めた場合、速やかに報告しなければなりません。また、事業終了時には、補助事業の各経費に関する単価や回数等の詳細な支出実績を報告してください。
- (4) 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して60日を経過した日又は翌年度の5月10日のいずれか早い日までに実績報告書を経済産業大臣に提出しなければなりません。
- (5) 補助事業者は、補助事業の経費及び収入については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにし、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した日の属する会計年度の終了後5年間、経済産業大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。
- (6) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。

なお、当該取得財産等については、取得財産管理台帳を備えて、別に定める財産処分制限期間中、適切に管理しなければなりません。

- (7) 補助事業者は、取得財産等のうち単価50万円以上（税抜き）のものについては、別に定める期間においては、処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け又は担保に供すること）はできません。ただし、当該取得財産等を処分する必要があるときは、事前に承認を受けることにより、当該取得財産等の処分も可能ですが、その場合には、原則として、補助金の一部又は全額を納付（納付額は当該処分財産に係る補助金額が限度です。）しなければなりません。
- (8) 補助金の交付については、補助金適正化法の定めによるほか、交付要綱により、交付申請書等の各種様式、事業期間中、事業終了後の手続等を定めています。また、交付決定後の補助事業に係る具体的経理処理、確定検査を実施する際に準備しておく資料等については、「補助事業事務処理マニュアル」において基本的事項を記述しておりますので、交付決定後、補助事業を開始される際に事前に内容を確認してください。

※参考：経済産業省の補助事業事務処理マニュアル

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2022_hojo_manual.pdf

- (9) 補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- (10) 提出された企画提案書等の応募書類及び実績報告書等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

等)を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、不開示とする情報の範囲について経済産業省との調整を経て決定することとします。

国の予算の支出先、使途の透明性の観点より、補助事業での支出に関する情報として、支出先企業名や支出金額などを予算要求等の関係資料に明記し、公表する場合がありますので、事業実施にあたっては支出先に対してその旨を周知の上、事業を行って下さい。

(11) 補助事業を遂行するにあたっては、関係法令を遵守してください。

【11. 問い合わせ先】

応募にあたってのご不明点等は、電子メールにてお問い合わせ下さい。それ以外の方法によるお問い合わせには回答しません。

お問い合わせの際は、件名(題名)を必ず「○質問○令和6年度アジア等ゼロエミッション化人材育成等事業」としてください。他の件名(題名)ではお問い合わせに回答できない場合があります。

<問い合わせ先>

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 貿易経済協力局 技術・人材協力課

担当：鈴木

E-mail : bzl-tech-co-op@meti.go.jp

以上